

I 健康で元気に暮らせるまち

- 1 誰もが元気に暮らせる健康づくりを支援する..... 31
- 2 安心して医療を受けられる体制をつくる..... 33
- 3 誰もが安心して自立した生活ができる社会をつくる..... 35
- 4 社会保障制度を適切に運用する..... 37
- 5 福祉サービスを充実するとともに地域との連携を図る..... 39
- 6 安心して子育てができる環境をつくる..... 41



1 誰もが元気に暮らせる健康づくりを支援する

心身ともに健康な体づくりを目指し、各種健（検）診や相談体制などを充実し、生活習慣病予防対策やメンタルヘルスに努めるとともに、誰もが健康づくりに取り組むことができる機会や環境を提供するため、イーストプラザいこまい館などを活用した健康づくり支援、学校や保育園、地域などと連携した食育などを進めます。

現状・課題

平成 15 年 3 月に健康増進計画「いきいき東郷 21」を策定し、平成 16 年度には健康づくりの拠点であるイーストプラザいこまい館を整備しました。イーストプラザいこまい館では、乳幼児を対象とした健康診査を始め、特定健診・特定保健指導や健康教育、がん検診を実施するとともに、平成 21 年 4 月には 1 階にトレーニングジムを新設し、既存の運動浴室との一体的な利用を進め、様々なプログラムで介護予防、メタボリック症候群や腰痛の予防などを行っており、平成 21 年度一年間で 57,063 人の利用がありました。

今後は、生涯を通じ、町民一人ひとりが主役となった健康づくりを支援する必要があることから、地域ぐるみで健康づくりを推進できる体制や各種健診等を受診できる保健体制の確立、継続的に生活習慣を改善していくことができるための生活環境の整備が重要となります。

また、健康を阻害する要因として感染症は、大きな脅威となっているため、日ごろからその発生予防を行うとともに、万が一の発生時には迅速な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

一方、家庭では保護者の就労形態の多様化により家族が揃って食事をする機会が少なくなり朝食抜き、個食、孤食、コミュニケーション不足等が見られます。このような食習慣の乱れから子どものこころと体の成長に悪影響を与えていることが懸念されるため、学校等と家庭が連携した食育の推進が必要です。

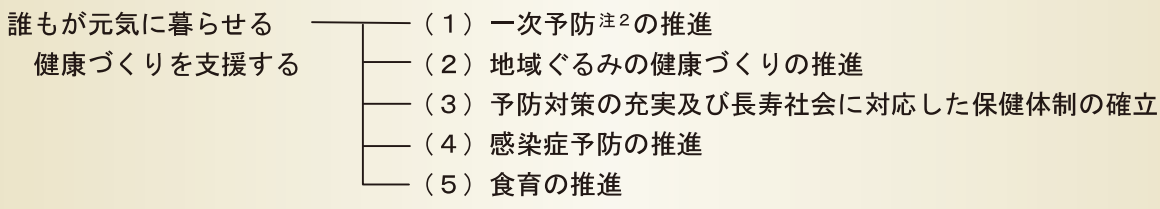
10 年後の姿

- 町民と行政との協働による健康づくり事業が定着しています。
- 町民一人ひとりが「健康」への目標を持ち、ライフステージ^{※1}に応じた正しい生活習慣を身につけています。
- 食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、家族との良好な関係づくりができています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27 年	H32 年
健康づくりなどの保健事業に満足している町民の割合	%	22.5	28.0	33.0
地区の健康講座参加者数	人	1,288	1,700	2,200
胃がん検診受診率	%	8.3	30.0	50.0
乳がん検診受診率	%	25.7	40.0	50.0
午後 9 時前に就寝する子どもの割合	%	27.5	40.0	50.0

施策の体系



施策の展開方向

- (1) 一次予防の推進** 【拡充】
- ◇ イーストプラザいこまい館を拠点に、健康情報を発信するとともに、健康づくりの場を提供することで健康づくりを総合的に支援します。
 - ◇ ライフステージ（胎児・幼児期から高年期まで）ごとの健康課題に対する相談体制の充実など積極的に健康づくりや一次予防対策に取り組みます。
- (2) 地域ぐるみの健康づくりの推進** 【新規】
- ◇ 町民が地域で主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。
 - ◇ 健康や生活習慣に関わる様々な関係者・関係団体がそれぞれの特性を生かしながら地域での健康づくりを支援します。
 - ◇ 地域での健康づくりを推進するボランティアの活動を支援します。*
- (3) 予防対策の充実及び長寿社会に対応した保健体制の確立** 【継続】
- ◇ 乳がん自己検査法や子宮頸がん予防ワクチンを始め、がん予防に関する正しい知識の普及に努めます。
 - ◇ がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療を支援します。
 - ◇ メタボ予防健診の受診を促進し、結果に応じて生活習慣の改善や悪化を防ぐための援助をします。
 - ◇ うつ病を予防するため、事業所などと連携して、メンタルヘルスに関する取組みを促進します。
- (4) 感染症予防の推進** 【継続】
- ◇ 予防接種に関する正しい知識の普及を図り、接種率の向上に努めます。
 - ◇ 感染症予防についての正確な情報提供と意識啓発に努めます。
- (5) 食育の推進** 【継続】
- ◇ 健康づくりセンターや児童館等において食育事業を実施し、子どもの成長過程における食生活や食習慣の大切さについて啓発します。*
 - ◇ 保育課程における食育計画に基づき、食に対する関心が高まるようにします。*
 - ◇ 学校給食を活用した食に関する指導を実施し、学校における食育の推進を図ります。また、給食への地場産物の活用を推進します。
 - ◇ 「早寝・早起き・朝ごはん運動」を積極的に推進します。*
 - ◇ 自然の恩恵に感謝し、食に関わる活動への理解を深めるために、学校等において農作業体験を進めます。*

協働によるまちづくりの考え方

健康づくりリーダーや食生活改善推進員による健康づくりを引き続き支援するなど、地域の人材や施設等の資源を生かし、町民と行政との協働による健康づくり事業を推進します。

町民の行動指針

- ◇ 町民がみんなで協力し合って健康づくりに取り組みます。
- ◇ みんなで誘い合い各種健康診査を受診します。

行政の行動指針

- ◇ 家庭・地域・社会全体で健康づくりを支援する環境づくりを推進します。
- ◇ 町民参画による健康づくりを推進します。

関連計画

- ◆いきいき東郷 21
- ◆東郷町次世代育成支援後期行動計画

用語解説

注1 ライフステージ：年齢に伴って変化する生活段階。年代別の生活状況。
 注2 一次予防：生活習慣の改善、健康教育による健康増進を図り、疾病などの発生を予防すること。

2 安心して医療を受けられる体制をつくる

安心して医療を受けられる体制の確立を目指し、民間医療機関との連携を図るとともに、かかりつけ医制度の推進によるきめ細かな医療サービスの提供、広域連携による救急医療体制の充実に努めるほか、予防医療に向けた取組み等を進めます。

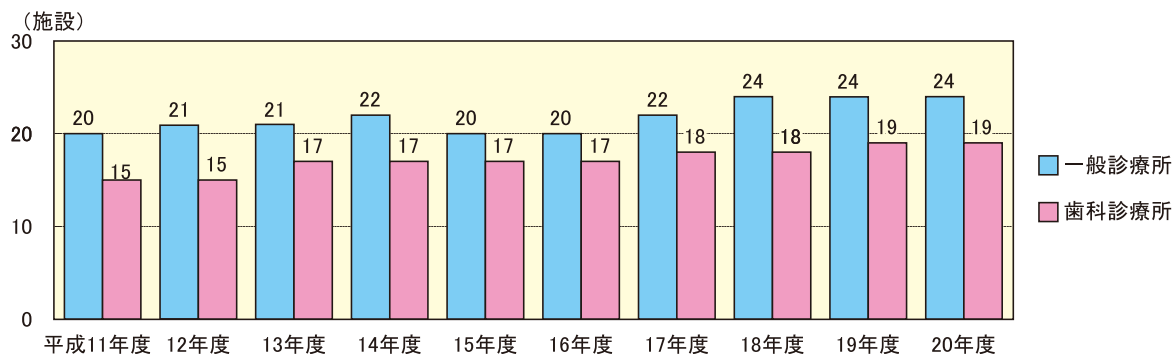
現状・課題

本町には、町営の東郷診療所を始め、医療機関は41か所あります。診療科目としては内科、小児科、精神科、産婦人科、耳鼻咽喉科、整形外科、眼科、歯科などとなっています。また、近隣市に大学病院や総合病院などもあり、医療機関は比較的利用しやすい状況になっています。

主要な医療機能連携体制は、第1次救急医療体制としては、平日夜間・休日夜間についての救急体制の整備が必要とされています。第2次救急医療体制としては、第2次救急病院が瀬戸市にありますが、本町からは遠距離で不便であるため、本町では第1次・第2次の救急患者が第3次救急病院へ搬送されているのが現状です。また、本町を含めた近隣市の人口増加に伴い、近隣に第2次救急病院の整備が検討されています。一方、重症患者に対応する第2次・第3次救急病院に軽症患者が受診しがちなことから、機能分担を図る上においても、第1次・第2次・第3次救急医療それぞれの役割や実態について町民への啓発と理解を求める必要があります。

また、日常的な診療のほか、病気の予防や健康管理のアドバイスをしてくれるかかりつけ医を持ち、町民一人ひとりが日ごろから自己の健康管理を行うことも重要です。

■ 医療施設



10年後の姿

■ 町民にとって安心できる医療体制が確立されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
夜間や休日の医療体制に満足している町民の割合	%	8.7	14.0	19.0
検診専門医療機関数	件	1	2	3

施策の体系

- 安心して医療を受けられる体制をつくる
- (1) 救急医療体制の充実
 - (2) 地域医療の充実
 - (3) かかりつけ医制度の推進

施策の展開方向

(1) 救急医療体制の充実 【拡充】

- ◇ 休日急病診療について、情報提供に努めるとともに、救急医療情報システムの活用について周知を図ります。
- ◇ 第1次救急医療機関^{注1}を担う休日急病診療所の役割を周知し、適切な受診を促進します。
- ◇ 愛知県に対し、第2次救急病院の整備・充実に求めています。

(2) 地域医療の充実 【拡充】

- ◇ 地域で安心して生活が送れるように福祉関係者と協力して、支援します。
- ◇ 多様化する医療需要に対応するため、地域医療機関（周辺市医療機関を含む。）と連携強化を図ります。
- ◇ 高齢社会の到来による在宅医療及び介護の需要に対応するため、地域医療機関との連携により訪問看護の充実に努めます。

(3) かかりつけ医制度の推進 【拡充】

- ◇ かかりつけ医を持つことで、気軽に健康相談や生活指導が受けられ、病気の重症化や慢性化を防ぐことができることを啓発するとともに、かかりつけ医の紹介を行います。

協働によるまちづくりの考え方

町内医療機関、近隣大学病院等と連携して、町民が安心して必要な医療を受けられる体制を整備します。また、町民は、自己の健康管理を行い予防に努めます。

町民の行動指針

- ◇ かかりつけ医を持ち、自己健康管理をしっかりと行います。
- ◇ 病気にかからないよう予防に努めます。
- ◇ 休日の第1次救急医療を担う休日急病診療所の役割を理解し、傷病の程度に応じて適切に医療機関を受診します。

行政の行動指針

- ◇ 関係機関と連携し、迅速に受診できる体制を整備します。
- ◇ 定期的に検診が受けられる環境を整備します。

関連計画

- ◆ 愛知県地域保健医療計画
- ◆ 尾張東部医療圏保健医療計画

用語解説

^{注1}第1次救急医療機関：救急医療体制の基盤として疾病の初期及び急性期症状の医療を担当し、第2次救急医療機関への選別機能を有する施設で、地域ごとに、休日夜間診療所及び在宅当番制で対応している。また、第1次救急医療機関の後方病院として入院または緊急手術を要する救急医療の患者を担当するものを第2次救急医療機関という。

3 誰もが安心して自立した生活ができる社会をつくる

ノーマライゼーション社会の実現を目指し、障がい者が自立した生活を送ることができるように福祉サービスを充実するとともに、自立支援のための住まいや働く場の確保、子どもから高齢者まで誰もが当たり前のように気持ちよく暮らせる社会を目指した、公共交通機関や公共施設等のユニバーサルデザイン化、相互理解のためのこころのバリアフリー化などを進めます。

現状・課題

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、「地域生活における支援」や「就労支援」のための事業が創設され、障がい者の自立した生活を支援するサービス体系となりましたが、内容によっては、サービスを提供する事業所が不足しているほか、就労環境や就労機会も十分ではありません。

また、相談や情報提供、サービス調整などニーズに合わせたコーディネートを行う指定相談支援事業所^{注1}も求められます。

ハード面では「バリアフリー新法」や「人にやさしいまちづくり条例」の施行に伴い、公共施設等のバリアフリー化が進められました。しかし、各施設間のアクセスについては十分でないため、アクセスの利便性を向上する必要があります。加えて、現在運行している巡回バスにもバリアフリー仕様のバス等の導入が必要です。

また、高齢者や障がい者等が持つハンディキャップを、自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「こころのバリアフリー」も重要です。

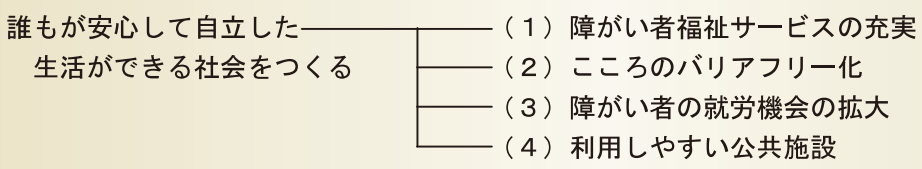
10年後の姿

- 障がいの種別に関わらず必要なサービスが利用できるよう、サービスの提供を行う事業者が充実し、障がい者の自立を支えています。
- 問題を解決するための各種制度や施設などの社会資源を十分に活用できる指定相談支援事業が充実し、その中核的役割をなす自立支援協議会^{注2}が強化され、障がい者が地域で暮らすためのサポート体制が構築されています。
- まちのバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが進み、誰もが安心して出掛けられるまちになっています。
- 障がい者理解が進み、福祉意識が高まっています。
- 各種助成金等の活用により、障がい者の雇用機会が拡大されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
障がい者への福祉サービスに満足している町民の割合	%	12.0	17.0	22.0
指定相談支援事業相談件数	件	0	245	298

施策の体系



施策の展開方向

(1) 障がい者福祉サービスの充実 【拡充】

- ◇ 自立支援協議会の充実を図り、個別の支援における工夫や明確になった解決すべき地域の課題を共有し、障がい者福祉サービスの向上につなげます。
- ◇ 障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図るため、各種助成制度を実施します。

(2) こころのバリアフリー化 【拡充】

- ◇ 障がい者理解のための講演会や交流会の実施など、障がい者に対する誤解や偏見を是正するための啓発活動を行います。

(3) 障がい者の就労機会の拡大 【継続】

- ◇ 職業能力の向上のため、障がいの種別や程度に応じた職業指導、職業訓練などを実施します。
- ◇ ハローワークや商工会との連携により、各企業に対し、障がい者の雇用に関する各種助成制度の周知・啓発活動を行います。

(4) 利用しやすい公共施設 【拡充】

- ◇ ノンステップ仕様、フルフラットフロア仕様、乗降時スロープ板装着仕様のバスを導入します。
- ◇ 情報表示等ユニバーサルデザイン仕様の公共交通システムを導入します。
- ◇ 公共施設の新設・改修時には、誰もが使いやすい施設になるようにします。

協働によるまちづくりの考え方

町民ニーズや意見を広く収集・把握し、高齢者や障がい者を始めとするすべての人が利用しやすい巡回バスの充実・整備を進めます。

介護者の高齢化や社会事情による家庭環境の変化などにより将来、家族で介護し続けていくことが困難な状況が増えると予想されるため、サービス事業者、医療機関、ボランティア、福祉団体、行政などが連携し、地域住民の理解・協力のもと、障がい者が地域で暮らし続けられる体制を整備します。

町民の行動指針

- ◇ 町民ニーズの把握調査、障がい者ニーズ調査等に積極的に協力します。
- ◇ 障がい者に対する理解を深め、地域で支え合う考え方をもち行動します。

行政の行動指針

- ◇ 町民ニーズの把握調査、障がい者ニーズ調査等を実施します。
- ◇ すべての人が利用しやすい公共施設及びアクセスの整備を図ります。

関連計画

- ◆ 東郷町障害者計画
- ◆ 東郷町障害福祉計画
- ◆ 人にやさしいまちづくり推進計画

用語解説

注1 指定相談支援事業所：県が相談支援事業を行う事業者として指定した事業所。

注2 自立支援協議会：障がいのある人となない人が、共に暮らすことのできるまちづくりを進めていくために町民、事業者、行政などが問題となることを話し合っ、協働・連携し解決していく会議のこと。

4 社会保障制度を適切に運用する

少子高齢化の進行、人口減少時代へと向かう現在、国民健康保険、介護保険などの社会保障制度を健全に維持していくため、社会保障制度の趣旨について、町民に理解を求めるとともに、適正かつ安定した運用に努めます。

現状・課題

国民健康保険制度における医療費は、経済不況を発端とした雇用情勢の変化などによる加入者の増加及び医療の高度化や医療技術の進歩などに伴い、今後も増加傾向となることが見込まれます。

同制度が将来にわたって安定的に運営できるよう、保険税の適正な賦課と収納率の向上を図るとともに、成人病予防等のため、特定健診の受診を促進するなど、健康の維持・増進を図り、医療費支出の抑制に努めることが重要な課題です。

介護保険制度については、団塊の世代が高齢者となり、本町においても高齢社会^{注1}が現実のものになっています。介護保険制度は、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するとともに、安心を支える制度であることを理解してもらうために、制度の普及・啓発に努め、必要なときに適切なサービスを受けることができるように、健全な運営を維持していく必要があります。

後期高齢者医療制度については、医療費を抑制しつつ、高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするために平成20年4月に創設されたもので、制度を適正に運用していくことが求められます。

福祉医療費助成制度については、今後とも対象者や医療費の増加等による助成額の増額が予想されることから、今後とも適正な運用が求められます。

国民年金制度については、日本年金機構との連携協力を図り、国民年金の各種手続きや申請等の案内に努めるとともに、加入者に対して制度の周知を図る必要があります。

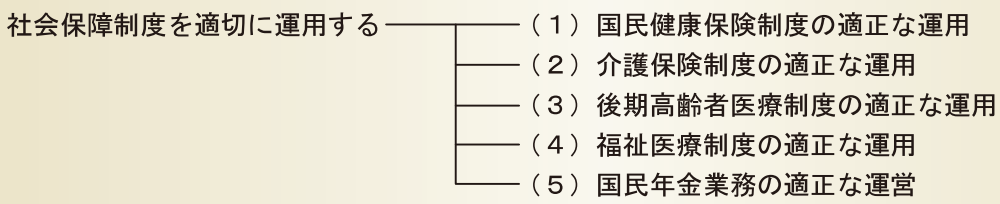
10年後の姿

- 持続可能な社会保障制度が確立され、安心して生活が送れるようになっています。
- 各種制度の適正な運用を行い、町民の生活の安定が図られています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
特定健診受診率	%	25.5	65.0	65.0
特定保健指導の実施率	%	42.0	45.0	45.0

施策の体系



施策の展開方向

- (1) 国民健康保険制度の適正な運用** 【継続】
 - ◇ 制度の改正に対応するため、条例改正やシステム修正を的確に行います。
 - ◇ 制度を十分に理解してもらうため、広報活動や窓口相談等を充実します。
 - ◇ 特定健康診査等を進んで受診できるように環境を整えます。
 - ◇ 戸別訪問、夜間納付相談、納付場所の拡充を検討し、収納率の向上を図ります。
- (2) 介護保険制度の適正な運用** 【継続】
 - ◇ 介護保険制度は高齢者の安心を支える仕組みであることを理解してもらうために、パンフレットや広報紙などを活用し制度の周知に努めます。
 - ◇ 高齢者福祉計画に基づき、介護保険施策の推進を図るとともに歳入の確保に努め、健全な介護保険財政の運営に努めます。
- (3) 後期高齢者医療制度の適正な運用** 【拡充】
 - ◇ 制度の周知を図ります。
 - ◇ 戸別訪問、夜間納付相談、納付場所の拡充を検討し、収納率の向上を図ります。
- (4) 福祉医療制度の適正な運用** 【拡充】
 - ◇ 子ども医療を始めとする福祉医療助成制度の拡充を図ります。
 - ◇ 福祉医療費の助成額の増加が予測されるため、助成制度の適切な運用を図ります。
- (5) 国民年金業務の適正な運営** 【継続】
 - ◇ 国民年金業務の届出や申請書類等を適切に処理し、事務の適正な運営に努めます。
 - ◇ 日本年金機構との協力連携を強化し、窓口や電話による納付・諸手続に関する相談や広報紙の活用による国民年金制度の周知に努めます。

協働によるまちづくりの考え方

行政は、保険制度等の積極的な周知に努め、町民は、制度の理解を深めることで、行政と町民が一体となって、各制度の適切な運営を推進します。

町民の行動指針

- ◇ 自ら進んで特定健診を受診します。
- ◇ 医療費に関心を持つとともに、適正受診に努めます。
- ◇ 介護保険制度に対する理解を深め、自ら積極的に健康づくりに取り組みます。
- ◇ 保険制度を十分に理解した上で保険税等の納期限内納付に努めます。

行政の行動指針

- ◇ 国保運営協議会などでの各代表委員の意見を参考に国保運営に努めます。
- ◇ 財政状況や国・県の動向を見据えながら、福祉医療対象者の拡充について検討します。
- ◇ 高齢者福祉計画に基づいた介護保険施策の推進を図るとともに、介護保険制度を周知し、制度の適切な運営に努めます。

関連計画

- ◆ 東郷町高齢者福祉計画

用語解説

注1 **高齢社会**：65歳以上の方が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、この割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

5 福祉サービスを充実するとともに地域との連携を図る

地域で支え合いながら、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指し、福祉施設や福祉サービスの充実とともに、地区等と連携した安心見守りサービスの充実、高齢者の介護予防や生きがい活動の充実などを進めます。

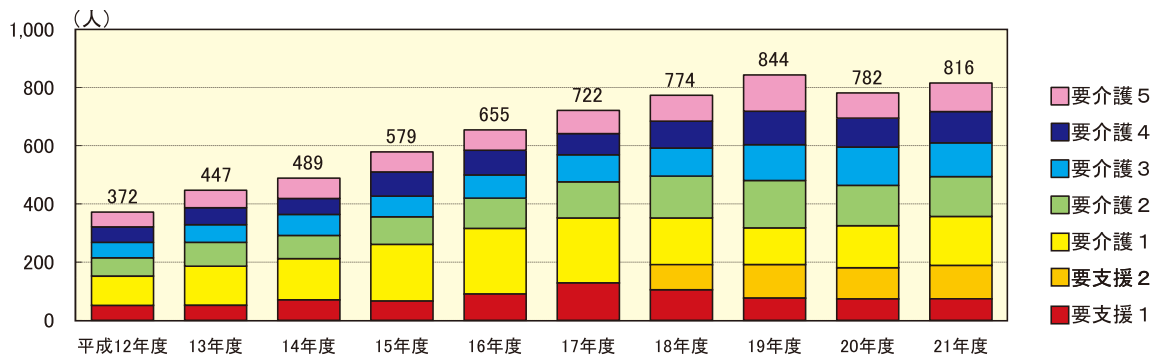
現状・課題

わが国では、団塊の世代が高齢者となり高齢社会を迎えた現在、要介護者や認知症の高齢者も増加傾向にあります。そのため、介護サービスのあり方も、要介護者等への介護給付から、生活機能の低下を防止し、維持・向上させる介護予防の推進へと大きく転換してきています。

また、今後、ひとり暮らし高齢者のさらなる増加が予想されるため、孤独になりがちな高齢者が地域とつながりを持ち、様々な場で活躍できる環境づくりなど、地域と連携した高齢者の生きがいづくりと心身の健康維持につなげる取組みが必要となってきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、介護サービスや見守りサービスなどの各種サービスと連携を図った地域ケア体制を構築していく必要があります。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



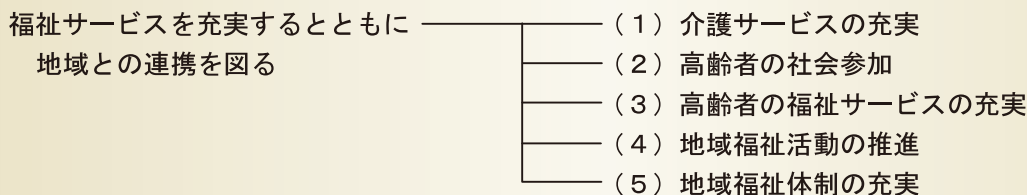
10年後の姿

- 地域のボランティアで支え合いながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が安心して暮らしています。
- いくつになっても、社会とのつながりを持ち、現役と同じように活躍しています。
- 高齢者が地域のボランティアの協力により、生きがいを持ち健康維持に努めています。
- 認知症高齢者など判断能力が不十分な方が財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、保護・支援されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
高齢者への福祉サービスに満足している町民の割合	%	14.5	20.0	25.0
ボランティアセンター登録者数(個人・団体)	人	823	935	1,045
介護予防サポーターの各地区での活動箇所数	箇所	0	3	6

施策の体系



施策の展開方向

(1) 介護サービスの充実 【拡充】

- ◇ 生きがいのある生活ができるように健康づくりや介護予防の知識の普及・啓発に努めるとともに、介護予防サポーターなどと連携し予防事業を実施します。★
- ◇ 認知症サポーターや各地域で活動する団体と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように見守ります。

(2) 高齢者の社会参加 【拡充】

- ◇ 高齢者が気楽に集える場を増やし、生きがい活動に対して支援します。★
- ◇ 高齢者を主体とした異世代交流の場を設けます。★
- ◇ 高齢者の生きがいづくりとして、シンポジウムを開催します。★

(3) 高齢者の福祉サービスの充実 【拡充】

- ◇ 地域で支え合うために、見守りや声かけなどのボランティアが活動できる環境を整えます。
- ◇ 家族介護者のニーズを把握し、福祉施設や福祉サービスの内容を充実します。

(4) 地域福祉活動の推進 【拡充】

- ◇ 町民、福祉団体、関係機関と連携・協力しながら、地域で支え合いのできるまちづくりを推進する体制を確立します。
- ◇ 民生委員児童委員による高齢者等の孤立・孤独への見守り支援など地域に根ざした活動を進めます。
- ◇ 地域ニーズの把握を進め、ボランティア団体の育成・連携を進めていきます。★
- ◇ 災害時などの緊急時には、迅速かつ的確な支援が行える体制を整備します。

(5) 地域福祉体制の充実 【継続】

- ◇ 地域福祉推進機関である東郷町社会福祉協議会の運営基盤の強化と活動機能の充実を図ります。
- ◇ 東郷町社会福祉協議会や関係団体等と連携を図り、判断能力の不十分な方の権利擁護に取り組みます。

協働によるまちづくりの考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するために、町民、ボランティア、福祉団体、サービス事業者、医療機関などと行政が連携・協力し合う体制の確立を目指します。

さらに、地区との協働により、健康づくり、認知症予防に関する活動を行います。

町民の行動指針

- ◇ 地域の高齢者などを温かく見守り、支え合う気持ちを持ちます。
- ◇ 地域ぐるみで高齢者の見守りや声かけを実践します。

行政の行動指針

- ◇ 高齢者の相談体制を始め、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上に努めます。
- ◇ 高齢者が気楽に集える場を提供する団体を支援します。
- ◇ ボランティア活動の理解・啓発を図ります。

関連計画

- ◆ 東郷町高齢者福祉計画

6 安心して子育てができる環境をつくる

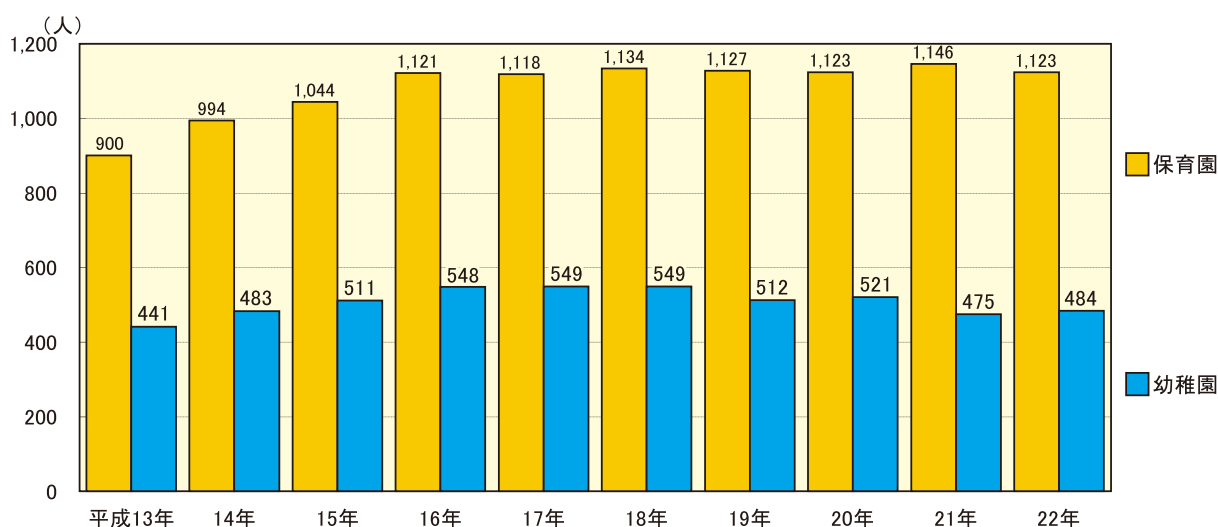
安心して子どもを産み育てることができる環境を目指し、仕事と子育てが両立できる保育サービスの取組みを始めとする多様な子育て支援施策の充実を進めます。

現状・課題

保護者の就労形態の多様化により、それに対応できる多様な保育サービスが必要とされています。今後は、利用者ニーズに的確に対応したサービスを展開し、仕事と子育ての両立を支援するとともに、老朽化している施設の改修や利用者ニーズに対応するための施設・設備などの整備を計画的に進める必要があります。

また、安心して子どもを産み、子育てが楽しく感じられる社会にすることが大切です。子育て世帯の新たな転入などにより、子育てに悩み不安を持つ家庭の増加が予想されています。さらに、年々増加しているひとり親家庭への支援や、児童虐待を未然に防ぐためにも、支え合いながら地域ぐるみで子育てができる環境を整備することが重要です。

■ 幼稚園、保育所入所児童数



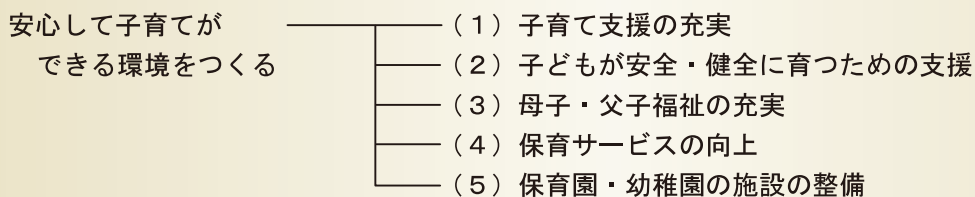
10年後の姿

- 地域で安心して子どもを産み育てる環境が整備されています。
- ワークライフバランスに対応した保育サービスが充実しています。
- 子育て環境の向上のための施設整備が図られています。
- 充実した幼児教育が実施されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
安心して子どもを産み育てられると考える町民の割合	%	29.4	35.0	40.0
ファミリー・サポート ^{注1} 登録者数	人	306	500	600
家庭的保育事業 ^{注2} (保育ママの人数)	人	0	3	6

施策の体系



施策の展開方向

(1) 子育て支援の充実 【拡充】

- ◇ 地域の子育て支援の拠点である児童館、子育て支援センターの充実を図ります。
- ◇ 子どもの発達や子育ての不安を解消するため、相談体制の充実を図ります。
- ◇ 子育て中の家庭をサポートするため、ファミリー・サポート事業の充実・普及に努めます。

(2) 子どもが安全・健全に育つための支援 【継続】

- ◇ 子ども同士のコミュニケーションの場、また、次代を担うリーダー育成の場として、子ども会活動を支援し子どもたちの健全な育成を目指します。
- ◇ 児童虐待の早期発見及び防止と児童問題に対応するため、児童相談所等関係機関との連携体制を強化します。

(3) 母子・父子福祉の充実 【継続】

- ◇ 母子・父子家庭に対しての資金貸付制度などを活用した経済的支援の充実を関係機関へ働きかけるとともに、愛知県等関係機関と連携して母子家庭の就労等の相談に応じます。

(4) 保育サービスの向上 【新規】

- ◇ 働きながら子育てをしている親を支援するため、病気の回復期にある子どもを安心して保育できる場づくりを進めます。
- ◇ 保育園入園希望者の増加に対応するため、家庭的保育事業等の導入を検討します。
- ◇ 子どもの社会性を高めるため、地域とのふれあい交流や保育サービスの充実に努めるとともに、保育士の研修などを実施し、保育サービスの向上を図ります。

(5) 保育園・幼稚園の施設の整備 【継続】

- ◇ 園児の健全な育成を図るため、保育園の施設を整備し、私立幼稚園については、施設整備に対する助成の充実を図ります。
- ◇ 就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園と保育園を一元化した施設について検討します。

協働によるまちづくりの考え方

利用者アンケートの実施や父母の会の意見を広く収集・把握し、子育て支援施策に反映します。また、協働により子育てサークル等を立ち上げます。

町民の行動指針

- ◇ 利用者のニーズ調査等に積極的に協力します。
- ◇ 子どもが健やかに成長できるように地域ぐるみで見守ります。

行政の行動指針

- ◇ 利用者ニーズを的確に促えるための調査を実施します。
- ◇ 子ども会活動を支援します。

関連計画

- ◆ 東郷町次世代育成支援後期行動計画

用語解説

注¹ファミリー・サポート：育児の支援をして欲しい人と支援したい人が会員となって、育児と仕事の両立を有償で助ける仕組み。

注²家庭的保育事業：家庭的保育者「保育ママ」が居宅等で就学前児童を少人数保育する制度。